



加盟団体各位  
加盟団体競技委員長各位  
加盟団体レフェリー委員長各位

公益財団法人日本アイスホッケー連盟  
レフェリー委員長代行 小松 正樹  
(公印省略)

ハイスティックの解釈、改正について

■ルール改正の理由

現行のルール及びルールブックは、センターラインパスが廃止された1998年に制定され以後改正を繰り返してきたが、数度の改正によって、重複する情報などで矛盾するものが現れたり、ルール説明に必要なものが抜け落ちていたりするなどを原因とする。

■改正の内容

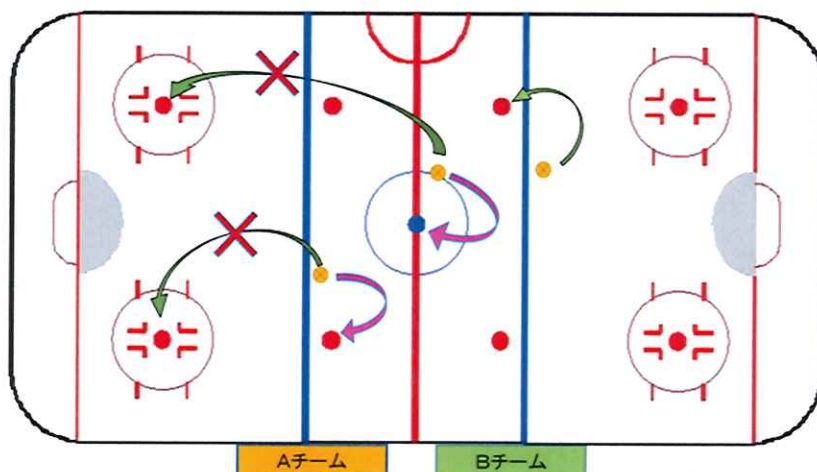
2014-2018ルールブックは全面改訂であり、レイアウトや掲載の順序などもすべて変更されている。そのため、世界各国で翻訳等に時間を要し、解釈の仕方でもルールに誤差が生じていた。IIHFに於いても、いまだルールブックとケースブックをホームページ上で更新し続けている状態である。

■ハイスティック・ザ・バック解釈の変更

2014-2018ルールブックに於いてハイスティック・ザ・バックのバイオレーションが発生した場合、ゾーンを一つ下げたポジションでのフェイスオフでゲームを再開していたが、2017-2018シーズンからはニュートラルゾーンでバイオレーションが発生した場合、犯していないチームが不利にならない最寄りのスポットでのフェイスオフでゲームを再開する。



ハイスティック後のフェイスオフのポジションの変更





## Japan Ice Hockey Federation

Kishi Memorial Hall, 1-1-1 Jin-nan, Shibuya-ku, Tokyo 150-8050

[Phone](+81)03-3481-2404 [Fax](+81)03-3481-2407

[E-mail] jihf@jihf.or.jp [URL]http://www.jihf.or.jp

J.I.H.F.2017-2018 発第050号

平成29年8月28日

加盟団体各位

加盟団体競技委員長各位

加盟団体レフェリー委員長各位

公益財団法人日本アイスホッケー連盟

レフェリー委員長代行 小松 正樹

(公印省略)

### ゲーム・ウィニング・ショット戦に関する規定

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は当委員会の活動に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件につき、関係委員会で協議の結果、下記の通り決定いたしましたので、ご連絡いたします。

敬具

#### 記

1. 国際アイスホッケー連盟制定の改正新ゲーム・ウィニング・ショットは、平成29年9月1日から施行する。  
また、平成29年9月1日から11月1日までの2ヶ月間を施行のための準備期間とし、その間は各加盟団体が主催または主管する競技会等において、改正新ルールでを行うことも可能とする。  
なお、準備期間中の新ルールの施行については、事前に関係者が話し合いを行い、十分な理解が得られることを施行に際しての条件とする。
2. 平成29年度の日本アイスホッケー連盟ローカル・ルールについては、改正新ルール及び新ルールと同様に、9月1日から施行する。
3. 改正新ルール施行に関しては、上記の通り原則として本年9月1日とするが、各加盟団体の事情によっては施行時期を遅らせることを妨げない。

以上



## Japan Ice Hockey Federation

Kishi Memorial Hall, 1-1-1 Jin-nan, Shibuya-ku, Tokyo 150-8050

[Phone](+81)03-3481-2404 [Fax](+81)03-3481-2407

[E-mail] jihf@jihf.or.jp [URL]http://www.jihf.or.jp

新しいゲーム・ウィニング・ショットの方法を以下の通り通達いたします。

1. 3on3 で行われるサドンデス方式の延長戦 (5 分間) を終了してもなお同点の場合、ただちに両チーム 5 名ずつによるゲーム・ウィニング・ショット戦 (以下 GWS) を行う。
2. オフィシャルゲームシートに記載されているプレイヤー及びゴールキーパー 2 名 (以下 GK) が GWS の参加資格を有する。
3. 延長戦終了時点でペナルティが完了していない選手は、GWS に参加する資格を持たず、ペナルティーボックスまたは更衣室にいななければならない。また、GWS の最中にペナルティを科せられた選手についても、同様とする。
4. 延長戦終了時点で GK に科せられたペナルティが完了していない場合は、ペナルティを代行しているプレイヤーが GWS に参加する資格を持たず、GK は GWS に参加できる。また、GWS の最中に GK に科せられたペナルティについても、同様とする。
5. 先攻または後攻はコイントスによって決定する。コイントスの優先選択権はゲームホームチームに与え、ゴールキーパーは、延長ピリオドと同じゴールネットを守る。
6. 両チーム 5 名終了後は先攻・後攻を入れ替えて行う。入れ替え後は、勝敗がつくまでは、先攻・後攻を入れ替え無いものとする。
7. GK はショット毎に交替することができる。
8. シューターに対してゴールを守っていない GK は自チームのゴールクリーズ内に留まらなければならない。
9. IIHF 公式競技規則第 63 条に従い、GWS が行われる。
10. 勝敗を決定するゴールが入るまで、両チームのプレイヤーが交互にショットを行う。
11. 勝敗決定後の残りのショットは行われぬ。



## Japan Ice Hockey Federation

Kishi Memorial Hall, 1-1-1 Jin-nan, Shibuya-ku, Tokyo 150-8050

[Phone](+81)03-3481-2404 [Fax](+81)03-3481-2407

[E-mail] jihf@jihf.or.jp [URL]http://www.jihf.or.jp

12. 各チーム 5 名がショットを終えてもなお同点の場合は、先攻後攻を入れ替えて引き続きサドンデス方式の GWS を行う。対戦で決着がつき次第、試合終了となる。
13. 各チーム 5 名のショットを完了するまでは、同じプレイヤーがショットを行うことはできない。
14. いずれかのチームが GWS を行うことを拒否した場合、そのチームの負けが宣告される。プレイヤーがショットを行うことを拒否した場合は、そのチームは「無得点」となる。
15. 勝利したチームにはオーバータイム終了時の得点に 1 点を加え、チーム記録には得点失点とシュート数にそれぞれ 1 点を反映させる。
16. 個人記録にはシューター・GK とともに反映させない。

平成 29 年 8 月 14 日改定





## Japan Ice Hockey Federation

Kishi Memorial Hall, 1-1-1 Jin-nan, Shibuya-ku, Tokyo 150-8050

[Phone](+81)03-3481-2404 [Fax](+81)03-3481-2407

[E-mail] jihf@jihf.or.jp [URL]http://www.jihf.or.jp

J.I.H.F.2017-2018 発第051号

平成29年8月28日

加盟団体各位

加盟団体競技委員長各位

加盟団体レフェリー委員長各位

公益財団法人日本アイスホッケー連盟

レフェリー委員長代行 小松 正樹

(公印省略)

### 国際アイスホッケー連盟改正新ルール延長ピリオドの施行について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は当委員会の活動に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件につき、関係委員会で協議の結果、下記の通り決定いたしましたので、ご連絡いたします。

敬具

### 記

1. 国際アイスホッケー連盟制定の改正新延長ピリオドは、平成29年9月1日から施行する。  
また、平成29年9月1日から11月1日までの2ヶ月間を施行のための準備期間とし、その間は各加盟団体が主催または主管する競技会等において、改正新ルールで行うことも可能とする。  
なお、準備期間中の新ルールの施行については、事前に関係者が話し合いを行い、十分な理解が得られることを施行に際しての条件とする。
2. 平成29年度の日本アイスホッケー連盟ローカル・ルールについては、改正新ルール及び新ルールと同様に、9月1日から施行する。
3. 改正新ルール施行に関しては、上記の通り原則として本年9月1日とするが、各加盟団体の事情によっては施行時期を遅らせることを妨げない。

以上



## Japan Ice Hockey Federation

Kishi Memorial Hall, 1-1-1 Jin-nan, Shibuya-ku, Tokyo 150-8050  
[Phone](+81)03-3481-2404 [Fax](+81)03-3481-2407  
[E-mail] jihf@jihf.or.jp [URL]http://www.jihf.or.jp

新しい延長ピリオドの競技方法を以下の通り通達いたします。

延長ピリオドは、スケーター3名ゴールキーパー1名（4対4）により行うこと。

以下は、3対3による延長ピリオドの競技方法である。

1. レギュラー・ピリオド終了後、5分間の延長ピリオドを行う場合には、3分間のインターミッションをとり、インターミッション終了後直ちに延長ピリオドが開始される。両チームはエンドを交代しない。
2. 延長ピリオド中、一方のチームにペナルティが科せられた場合、4対3でプレーする。延長ピリオド中に科せられた同時のペナルティは、氷上の人数に影響しない。

注意：延長ピリオドに入り、両チームに1つずつのマイナーペナルティが同時に科された場合の解釈。通常のピリオドで、両チームが5対5の状況下であれば、同時の反則（212条）の例外規定によって反則が科される。しかし、3対3方式による延長ピリオドにあっては、212条の例外規定の適用はない。同時に科せられる各チーム1つずつのマイナーペナルティは、同時のペナルティとしてキャンセルアウトの対象となり、試合は3対3で再開される。延長ピリオドでは、キャンセルアウトが可能なすべての反則がキャンセルアウトの対象となる。

3. 延長ピリオド中、一方のチームに、相手チームより2名少なくなるようなペナルティが科せられた場合、反則したチームのスケーターは3名のままとし、反則をしていないチームは5人目のスケーターを追加することができる。
4. 氷上の人数に2人の差がある状態が終わった後の最初のプレー中断時に、氷上の人数は、4対4または4対3のいずれか適切な状態に戻るものとする。
5. 数的な状況がレギュラー・ピリオドから延長ピリオドに持ち越される場合、延長ピリオド開始時にこれが適用される。つまり、レギュラー・ピリオド終了時に5対4だった場合、延長ピリオドは4対3で始まる。

### 状況1

第3ピリオド終了時に両チームが5対4で戦っていた。

Bチームの選手には第3ピリオド19:00にマイナーペナルティが科されていた。

延長ピリオドは4対3で再開され、反則の残り時間は時計に表示される。

延長ピリオド1:00にBチームの選手は氷上に戻り4対4となる。



6. レギュラー・ピリオド終了時に氷上の人数が5対3だった場合、5対3のまま延長ピリオドを開始する。ペナルティ終了後、プレーの継続状況により、5対5または5対4となる。その後のプレーの最初の中断時に、氷上の人数を3対3または4対3に調整しなければならない。

状況1

第3ピリオド終了時に、A・B両チームは5対3で戦っていた。

Bチームの20番には3ピリオド19:00に、10番には19:30にそれぞれマイナーペナルティが科せられている。

延長ピリオドは5対3で再開され、反則の残り時間が計時される。延長ピリオド1:00にBチームの20番が氷上に戻り5対4となる。その後に試合の中断があれば、その時点で4対3に調整するが、1:30まで試合の中断がない場合、10番が氷上に戻り5対5となり、その後のプレーの最初の中断時に3対3に調整する。

7. レギュラー・ピリオド終了時に両チームの人数が3対3だった場合、延長ピリオドを3対3で開始する。両チームの人数が5対4または5対5になった後、最初の中断時に、4対3または3対3のいずれか適切な状態に調整するものとする。

8. レギュラー・ピリオド終了時に、ひとりまたは複数のプレイヤーが同時ではないペナルティを遂行しており両チームの人数が4対4だった場合、延長ピリオドは4対4で始まり、これらのプレイヤーがペナルティ・ベンチを出た場合は通常どおり5対4または5対5となる。最初のプレー中断時に、4対3または3対3のいずれか適切な状態に調整するものとする。

状況1

第3ピリオド終了時に両チームが4対4で戦っていた。

Aチームの選手には19:00に2分間のマイナーペナルティが科せられており、Bチームの選手には19:30に2分間のマイナーペナルティが科されていた。

延長ピリオドは3対3で再開され、両者の反則の残り時間は時計に表示される。

延長ピリオド1:00にAチームの選手が氷上に戻り5対4となる。その後に試合の中断があれば、その時点で4対3に調節する。1:30まで試合の中断がなければ、Bチームの選手が氷上に戻り5対5となる。その後の最初の試合中断時に3対3に調節する。

状況2

第3ピリオド終了時に両チームが4対4で戦っていた。

Aチーム及びBチームの選手には、第3ピリオド19:00にマイナーペナルティが科されていた。

延長ピリオドは3対3で再開され、両者の反則の残り時間は時計に表示される。

延長ピリオド1分に両者は氷上に戻り5対5となる。最初の試合中断時に3対3に調整する。



